

企画財政課

☎89-3332

▼子育て・定住支援制度終了のお知らせ

子育て・定住支援制度が平成22年3月31日で終了します。該当となる方は、この日までに必ず申請をしてください。

- 子育て有難う報奨金
やまなみ商品券5万円（満1歳に達する者と同居する保護者）
- 子育てご苦労さん報奨金
やまなみ商品券3万円（小学校1年生として入学した児童と同居する保護者）

○新婚祝い金

やまなみ商品券5万円（婚姻の届をし、現に同居している夫婦）

なお、住民課・各支所町民課窓口へ届出をされた際、制度のお知らせをしておりますが、制度終了日時点で該当とならない方は申請できません。詳しくは企画財政課へお問い合わせください。

住民課

☎89-3334

▼国民年金保険料の納め忘れはありませんか？

保険料の納め忘れがあると、将来受け取る老齢基礎年金の年金額が少なくなったり、場合によっては年金が受けられないことがあります。

また、万が一の時には、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられないこともありますので、保険料は必ず納付期限までに納めましょう。

▼免除制度をご存知ですか？

保険料を納めることが困難な時は、免除・猶予制度（全額免除・一部免除・若年者猶予・学生猶予）があります。

詳しくは住民課又は各支所町民課へお問い合わせください。



福祉課

☎89-3335

▼母子家庭自立支援教育訓練給付金事業のお知らせ

母子家庭のお母さんの就労を促進するため、指定された講座を受講した場合、修了後に受講費の一部を支給し母子家庭の自立を支援する制度です。まずは、お早めに申請窓口までご相談ください。

1. 対象となる方

町内にお住まいの、20歳未満のお子さんをお育てしている母子家庭のお母さんで、次の全ての要件を受講前の講座指定申請時及び受講後の訓練給付金申請時の両方で満たしていることが必要です。

- 児童扶養手当の支給を受けているか、または同様の所得水準にあること。
- 受講開始日現在において、雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していないこと。
- 就労経験や、技能、労働市場の状況などから判断して、当該教育訓練を受けることが適職に認められる方。

2. 対象となる講座

- 雇用保険制度の教育訓練給付の教育訓練講座
- 厚生労働省が就業に結びつく可能性の高い講座として別に定めた講座
- その他、町長が別に定める講座

3. 支給額

受講料の2割（上限100,000円、下限4,001円）を受講修了後に支給します。

4. 申請窓口

福祉課又は各支所町民課で受け付けています。支給を希望される方は、早めにご相談ください。
（※受講開始後の申請は対象になりません。）
○厚生労働省ホームページ
（<http://www.kyufu.jvada.or.jp>）もご覧ください。

●お問い合わせ先

福祉課 生活福祉係

情報プロジェクトチーム

☎89-3352

▼町ホームページへのバナー広告募集について

民間事業所等との協働により新たな財源を確保し、地域経済の活性化と、住民サービスの向上を目的として、町ホームページにバナー広告枠を設けて、広告主を募集します。



●広告の規格・料金等

- ① 大きさ
【広告大】縦50ピクセル×横220ピクセル
【広告小】縦40ピクセル×横180ピクセル
- ② 形式
GIF（アニメ可）、JPEG
- ③ データ容量
10KB 以下

バナーの種類	掲載場所	月額料金/枠	枠数
【広告大】	トップページ右下	3,150円	4枠
【広告小】	トップページ下段	2,100円	5枠

●掲載期間・申込期限

平成22年度広告掲載日程（上半期分）

掲載期間	申込期限
4月1日（木）～4月29日（木）	3月5日（金）
4月30日（金）～5月31日（月）	4月5日（月）
6月1日（火）～6月30日（水）	5月6日（木）
7月1日（木）～8月1日（日）	6月7日（月）
8月2日（月）～8月31日（火）	7月5日（月）
9月1日（水）～9月30日（木）	8月5日（木）

詳しくは町ホームページ、または情報プロジェクトチームにてご確認ください。

保健課

☎89-3366

▼新型インフルエンザワクチン接種が健康成人も受けられます

新型インフルエンザのワクチン接種については、優先接種者以外の健康成人へも接種が始まり、全住民が接種対象になりました。予約の際は、かかりつけ医又は県のホームページに掲載されている接種可能な医療機関に相談して接種してください。

▼平成21年度新型インフルエンザワクチン接種助成事業

平成21年度新型インフルエンザワクチン接種助成事業は3月31日で終了しました。助成を希望される方はお早めに接種してください。

- 補助の対象者は
- ① 町民税非課税世帯の方（全額補助）
 - ② 生活保護世帯の方（全額補助）
 - ③ 妊婦・幼児・小中学生（1回目のみ補助）

環境衛生課

☎89-3366

▼水道料金・農業集落排水処理施設使用料の改定について

昨年の1月号でもお知らせしたとおり、事業の経営健全化並びに事業区域外との格差是正を目的として、平成21年度から平成22年度まで段階的に水道料金・農業集落排水処理施設使用料が改定になります。

水道料金改定表（月額）（単位：円）

	現行	平成22年度
基本料金（10㎡まで）	2,000	2,100
超過料金（1㎡あたり）	10㎡を超え20㎡まで	178
	20㎡を超え40㎡まで	199
	40㎡を超え100㎡まで	241
	100㎡を超えるもの	262

農業集落排水処理施設使用料改定表（月額）（単位：円）

	現行	平成22年度
基本料金	2,100	2,310

※世帯員割（人数加算分）は現行どおり、1人あたり630円/月です。

支所町民課での電子証明書の発行・失効等手続き終了のお知らせ
平成22年4月1日（木）から、各支所町民課での、電子証明書の発行・失効等の手続きを行うことができません。本庁住民課のみでの手続きになります。ご注意ください。
住民課 ☎89-3334